

## 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

沖縄県立沖縄高等特別支援学校	うるま市字田場1243番地	を
沖縄県立沖縄高等特別支援学校	うるま市字田場1243番地	に
沖縄県立中部農林高等支援学校	うるま市字田場1570番地	
沖縄県立陽明高等支援学校	浦添市字大平488番地	
沖縄県立南風原高等支援学校	南風原町字津嘉山1140番地	

改める。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

平成28年6月28日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

沖縄県立中部農林高等支援学校、沖縄県立陽明高等支援学校及び沖縄県立南風原高等支援学校を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。